

三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米粉用米の栽培を促進し、申請者の所得向上及び米の消費拡大を図るため、予算の範囲内において三原市米粉用米栽培促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 米粉用米 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号付け生産局長通知）（以下「推進要領」という。）別紙1第2の2(1)②に規定するものをいう。
- (2) 主食用米基準単価 ひろしま農業協同組合における当該年産のコシヒカリ1等米の30キログラム当たりの概算金額をいう。
- (3) 米粉用米基準単価 ひろしま農業協同組合における当該年産の米粉用米の30キログラム当たりの買取金額をいう。
- (4) 主食用米基準単収 三原市農業再生協議会における当該年産の10アール当たりの地域の合理的な単収値をいう。
- (5) 米粉用米基準単収 三原市農業再生協議会における当該年産の10アール当たりの地域の合理的な単収値に150キログラムを加えた値をいう。
- (6) 米粉用米交付金 10アール当たりの当該年産における水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の交付金上限単価及び産地交付金の合計金額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の水田において米粉用米を栽培し、かつ、販売をする者

- (2) 農業者である個人及び法人
- (3) 生産年の6月30日までに、当該年産の営農計画書を三原市農業再生協議会に提出している者又は生産年の8月20日までに、米粉用米生産計画書（様式第1号）を市に提出している者
- (4) 前号の営農計画書を提出した者については、生産年の6月30日までに推進要領別紙1の第5に基づき、取組計画書を中国四国農政局へ提出し、米粉用米需要者等へ出荷される当該年産の米粉用米が、前条第6号の水田活用の直接支払交付金又はコメ新市場開拓等促進事業の対象であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団員等でないこと。

（補助金の額）

- 第4条 10アール当たりの補助金額は、主食用米基準単価及び主食用米基準単収を用いて算出した主食用米の収入額から、米粉用米基準単価及び米粉用米基準単収を用いて算出した米粉用米の収入額に米粉用米交付金を加えた額を減じて得た額の2分の1の額（1円未満切り捨て）を、2万円を上限に補助する。
- 2 区分管理方式で、ほ場1枚単位で栽培した米を米粉用米として全量販売したときは、販売した水田の水張面積（1平方メートル未満切り捨て）の合計を交付対象面積とし、これに前項の10アール当たりの補助金額を乗じて得た額とする。ただし、1円未満は切り捨てるものとする。
 - 3 一括管理方式で栽培した米の全収穫量の一部を米粉用米として販売したときは、米粉用米の販売量（1キログラム未満切り捨て）の合計を米粉用米基準単収で除した値（小数以下切り捨て）を交付対象面積とし、これに第1項の10アール当たりの補助金額を乗じて得た額とする。ただし、1円未満は切り捨てるものとする。
 - 4 区分管理方式と一括管理方式の双方で取組をした者は、第2項及び第3項の規定に基づき算定した額の合算額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第2号)に次の各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 推進要領別紙1の第5に規定する取組計画の写し。ただし、第3条第3号に規定する米粉用米生産計画書を提出した者は除く。
- (2) 申請者と需要者が直接契約している場合にあつては、当該販売契約を締結したことが分かる書類の写し、申請者と需要者の間に集出荷業者が介在する間接契約の場合にあつては、申請者と集出荷業者及び集出荷業者と需要者が販売契約を締結したことが分かる書類の写し
- (3) 需要者又は集出荷業者が、買い取りした量を証明する書類
- (4) 申請者が市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 金融機関並びに口座名義人(申請者のものに限る。)及び口座番号が明記された通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、持参又は郵送によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、先着順に受け付け、予算の範囲を超えたときは、予算の範囲を超えることとなつた日の申請をもって、受付を停止する。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないと決定したときは、三原市米粉用米栽培促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付決定

及び額の確定通知書（様式第 3 号）を受けた日から 30 日以内又は当該年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 8 条 申請者は、第 5 条第 1 項に規定する申請を取り下げるときは、三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付申請取下届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前条に規定する届出を受理したとき。
- (4) その他市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、三原市米粉用米栽培促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金交付決定者に期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（報告及び調査等）

第 11 条 市長は、補助金交付決定者に対し、必要に応じて報告を求め、調査等を行うことができる。

2 補助金交付決定者は、前項の報告及び調査等に協力しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。